

16 世界を魅了する観光地域づくりの推進について

【観光庁・総務省】

長野県の状況

● 世界を魅了する観光地域づくりの推進 ～ Withコロナ時代を見据え ～

- ・長野県では2018年3月に「信州の観光新時代を拓く 長野県観光戦略 2018」を策定し、そこに暮らす人も訪れる人も「しあわせ」を感じられる世界水準の山岳高原リゾートを目指して、「観光の担い手としての経営体づくり」「観光地域としての基盤づくり」「世界から観光客を呼び込むインバウンド戦略」の3つの戦略に基づき施策を展開
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で危機的状況に陥っている観光関連産業を支援するため、観光需要の早期回復に取り組みつつ、観光ニーズの変化等に対応するため、「Withコロナ時代を見据えた観光振興方針（仮称）」を策定し、地域と一体で取り組む。

取組

○ 観光需要の早期回復に向けた取組

- ・県民向け宿泊割引や観光体験施設等で利用可能なクーポン券の発行など旅行で観光関連産業を支える「信州地域支えあいキャンペーン」を展開し、感染収束を見極めつつ、**段階的（域内→県内→国内）に誘客施策を展開**

○ 社会変革（潮目の変化）を見据えた観光産業振興の推進

- ・「新たな生活様式」の定着等による観光ニーズの多様化に対応するため、地域で**感染防止対策を徹底し**、「学び×観光」や「仕事×観光」など「新たな観光スタイルの創造」に向けて、「Withコロナ時代を見据えた長野県観光振興方針(仮称)」を策定し、将来のインバウンド需要も見据えつつ、「画一的な誘客からの脱却」を図り、「量から質への転換等による内需喚起型の観光」を推進

○ 誘客の多角化などによる持続可能な観光地域づくりの推進

- ・「通年型山岳高原リゾートの形成」を目指し、誘客の多角化などによる地域経営の安定化を図るため、**観光地域づくり法人（DMO）が地域一体となって、通年で楽しめる観光拠点施設の整備や観光コンテンツの造成などを推進**

HAKUBAVALLEY



【参考】
 ＊ 県が重点的に支援する広域型DMOの第一弾として、(一社)HAKUBAVALLEY TOURISMを指定し、ソフト・ハード両面からの支援を実施(R2年度から3か年) ＊複数の市町村を対象とした広域的な地域のストーリーに沿って観光地域づくりを実行する地域連携DMO

課題

- 社会変革（潮目の変化）や「新たな生活様式」の定着に伴う**観光ニーズの多様化に対応するための支援制度が不十分**
- さらに、**地域の実情に応じたきめ細やかな対策が必要なことから、中長期的な観点でのパッケージ支援や自由度が高く創意工夫が活かせる財政支援制度が必要**
- 加えて、インバウンド誘客の先行きが不透明なため、**将来に向けた方向性を示した上で、段階的な支援が必要**
- 持続可能な観光地域づくりを進めるためには、中核となる観光地域づくり法人（DMO）において、**専門人材の確保や脆弱な経営基盤が課題となっているため、更なる機能強化が急務**
- 加えて、誘客の多角化などによる地域経営の安定化を進めるためにも、**「通年型山岳高原リゾートの形成」に向けた更なる支援が必要**

提案・要望

1 社会変革（潮目の変化）を見据えた観光産業振興の推進（観光庁）

「画一的な誘客からの脱却」を図り、「量から質への転換等による内需喚起型の観光」を進めるために、地方自治体が地域の実情に応じた観光振興策を講じる次の取組への財政支援制度を創設すること

- （1）感染症対策を徹底した「受入環境整備」や「移動手段の確保」、加えて、安全安心を周知するための「情報発信」に関する取組
- （2）「学び×観光」や「仕事×観光」など新たな観光スタイルに応える「ビジネスモデルの創出」に関する取組
- （3）誘客の多角化など地域経営の安定化につながる「コンテンツの造成」に関する取組
- （4）地域人材等の活用や観光コンテンツの地消地産による「地域内経済循環の形成・確立」や将来を見据えた「インバウンド誘客」に関する取組
- （5）高付加価値の創出などによる「観光関連産業の体質強化」に関する取組

2 誘客の多角化などによる持続可能な観光地域づくりの推進（観光庁・総務省）

観光地域づくり法人（DMO）の形成・確立に当たり、継続的に専門人材を確保・育成するための財政支援制度を充実するとともに、安定的な運営に向けた財政支援制度を創設すること

また、「国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業」の拡充により、必要な予算を十分確保するとともに、地域の実態にあわせて、リゾート開発に関する規制等の緩和を検討すること

さらに、自治体所有のスキー場の環境整備を進めるため、観光その他事業債に対する交付税措置など地方財政措置の充実を図ること
加えて、スノーリゾート振興のため、索道事業者に対する軽油引取税の免税措置を令和3年4月1日以降も継続すること